

広島県訓令第二号

本 庁
地 方 機 関

広島県決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和六年三月二十八日

広島県決裁規程の一部を改正する訓令

広島県決裁規程（昭和三十八年広島県訓令第三十二号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義) 第二条 (略) 一一十 (略)</p>	<p>(定義) 第二条 (略) 一一十 (略)</p>
<p>一一一十三 (略)</p>	<p>一一一 政策監 職の設置規則別表第一号の表職名の欄に掲げる政策監をいう。 一一一十四 (略)</p>
<p>十四 (略)</p>	<p>十五 交通対策担当課長 職の設置規則別表第一号の表職名の欄に掲げる交通対策担当課長をいう。 十六 (略)</p>
<p>十五―二十 (略)</p>	<p>十七 新型コロナウイルス感染症対策担当課長 職の設置規則別表第一号の表職名の欄に掲げる新型コロナウイルス感染症対策担当課長をいう。 十八―二十三 (略)</p>
<p>第八条 (局長、課長等の専決事項) 2―5 (略) 6 担当課長、審理監、デジタル県庁推進担当課長、県庁情報システム担当課長、高等教育担当課長、ため池・農地防災担当課長、建設DX担当課長及び経営企画監は、その所掌に属する事務のうち、第一項の規定により、課長限りで専決することができる。</p>	<p>第八条 (局長、課長等の専決事項) 2―5 (略) 6 担当課長、政策監、審理監、デジタル県庁推進担当課長、県庁情報システム担当課長、交通対策担当課長、高等教育担当課長、新型コロナウイルス感染症対策担当課長、新型コロナウイルス感染症対策担当課長、ため池・農地防災担当課長、建設DX担当課長及び経営企画監は、その所掌に属する事務のうち、第一項の規定により、課長限りで専決することができる。</p>
<p>7 担当課長は、前項に規定するもののほか、その所掌に属する事務のうち、第二項の規定によりその所属する課の課長限りで専決することができる事項について専決することができる。</p>	<p>7 新型コロナウイルス感染症対策担当課長及びため池・農地防災担当課長は、前項に規定するもののほか、別表第三に掲げる事項について専決することができる。</p>
<p>8 ため池・農地防災担当課長は、第六項に規定するもののほか、別表第三に掲げる事項について専決することができる。</p>	<p>7 新型コロナウイルス感染症対策担当課長及びため池・農地防災担当課長は、前項に規定するもののほか、別表第三に掲げる事項について専決することができる。</p>

(代理決裁権者及び代理決裁の順位)

第九条 (略)

2・3 (略)

4 担当課長を置く場合であつて、その所掌に属する事務の代理決裁については第一項及び前項の規定を適用するときには、これらの規定中「主務課長」及び「課長」とあるのは「担当課長」と、「課長があらかじめ指定する課員」とあるのは「担当課長があらかじめ指定する職員」と読み替えるものとする。

健康福祉局 健康危機管理課	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	総務局	人事課	二一三 (略)	二一三 職員の出生支 援休暇の承認及び 取消し	二一三 (略)	二一三 職員の出生支 援休暇の承認及び 取消し
							局長専決事項	課長専決事項	(略)	(略)	(略)	(略)

(代理決裁権者及び代理決裁の順位)

第九条 (略)

2・3 (略)

4 担当課長又は政策監を置く場合であつて、その所掌に属する事務の代理決裁については第一項及び前項の規定を適用するときには、これらの規定中「主務課長」及び「課長」とあるのは「担当課長又は政策監」と、「課長があらかじめ指定する課員」とあるのは「担当課長又は政策監があらかじめ指定する職員」と読み替えるものとする。

健康福祉局 健康危機管理課	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	総務局	人事課	二一三 (略)	二一三 (略)	二一三 (略)	二一三 (略)
							局長専決事項	課長専決事項	(略)	(略)	(略)	(略)

別表第三(第八条関係)

別表第三(第八条関係)

	障害者 支援課	(略)	
		(略)	
	(略)	(略)	<p>(三) 第四十四条の三の三第一項の規定による療養費の支給</p> <p>三 予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)第六条第一項の規定による臨時の予防接種(結核に係るものを除く。)の施行の決定</p> <p>四 ハンセン病問題の解決の促進に関する法律(平成二十年法律第八十二号)に基づき知事の権限のうち、次に掲げるもの</p> <p>(一) 第十九条第一項の規定による入所者の親族の援護の実施の決定</p> <p>(二) 第二十一条第一項の規定による費用の徴収</p>

	障害者 支援課	(略)	
		(略)	
	新型コロナウイルス 対策担当課長	(略)	<p>一 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律百十四号)に基づき知事の権限のうち、次に掲げるもの</p> <p>(一) 第四十条第二項の規定による費用の支払</p> <p>(二) 第四十条第三項の規定による診療費の審査及び診療報酬の額の決定</p> <p>二 予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)第六条第一項の規定による臨時の予防接種(結核に係るものを除く。)の施行の決定</p> <p>三 ハンセン病問題</p>

	築局 土木建	(略)	
	興課 空港振	(略)	
		(略)	
	一	(略)	
		(略)	
	築局 土木建	(略)	
	興課 空港振	(略)	
		(略)	
	一	(略)	
		(略)	
	二	(略)	<p>の解決の促進に関する法律（平成二十年法律第八十二号）に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの</p> <p>（一）第十九条第一項の規定による入所者の親族の援護の実施の決定</p> <p>（二）第二十一条第一項の規定による費用の徴収</p>
	一	(略)	<p>（一） 広島県広島ヘリポート条例（平成二十三年広島県条例第二十八号）に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの</p> <p>（一） 第六条ただし書の規定による制限重量を超える航空機の使用の許可</p> <p>（二） 第十四条第一項の規定による構内営業の許可（変更の許可を含む。）</p> <p>（三） 第十六条の規定による土地及び建物等の使用の許可（変更の許可を含む。）</p> <p>（四） 第十八条の規定による許可の取消し若しくはその許可の内容の変更又はその許可に係る使用の停止その他必要な措置の命令</p> <p>（五） 第十九条第一項の規定による行為の中止又は退去若しくは原</p>

(略)		
(略)		
(略)		

別表第六（第十一条関係）

専決者 (略)	専決事項 (略)	保健所長 一 (一) (二) (略)
------------	-------------	--------------------------------

(略)		
(略)		
(略)	状回復その他必要な措置の命令 (六) 第二十三条ただし書の規定による着陸料等の返還 三 広島県広島へリポート条例施行規則（平成二十四年広島県規則第七十四号）に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの (一) 第三十一條第三項の規定による構内營業讓渡等の許可 (二) 第十五條第二項の規定による原状回復の施行 (三) 第十六條第一項ただし書の規定による承認 四 広島県広島へリポート運用規程（平成二十四年広島県告示第八百六十一号）第四條第一項の規定による無線電話不裝備の承認	

別表第六（第十一条関係）

専決者 (略)	専決事項 (略)	保健所長 一 (一) (二) (略) 七 律（平成十八年法律第八十三号）附則第三百三十條の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六條の規定による改正前の介護保険法（以下「旧法」という。）第七條第五項（旧法第七條の二第四項において準用する場合を含む。）の規定による指定介護療養型医療施設の指定に係る関係市町への通知及び関係市町からの意見の聴取 (六) 旧法第七條の二第一項の規定による指定介護療養型医療施設の指定の更新 (五) 旧法第八條第一項の規定による
------------	-------------	---

(略)	二 前号(五)、(六)、(七)及び(八)に掲げる権限に係る行政手続法第十三条第一項の規定による聴聞又は弁明の機会の付与	(略)
(略)	<p>指定介護療養型医療施設の療養病床等の入所定員を増加しようとするときの指定の変更の申請の受付</p> <p>(三) 旧法第百十一条の規定による指定介護療養型医療施設の開設者の住所等の変更の届出の受付</p> <p>(四) 旧法第百十一条の二第一項の規定による指定介護療養型医療施設の開設者等相互間の連絡調整又は助言その他の援助</p> <p>(五) 旧法第百十二条第一項の規定による指定介護療養型医療施設の開設者等に対する報告等の命令、出頭の要求並びに質問及び立入検査</p> <p>(六) 旧法第百十三条の規定による指定介護療養型医療施設の指定辞退の受付</p> <p>(七) 旧法第百十三条の二第一項の規定による指定介護療養型医療施設の開設者に対する催告</p> <p>(八) 旧法第百十三条の二第二項の規定による指定介護療養型医療施設の開設者が催告に従わないときの公表</p> <p>(九) 旧法第百十三条の二第三項の規定による指定介護療養型医療施設の開設者に対する措置命令</p> <p>(十) 旧法第百十三条の二第五項の規定による適正な指定介護療養型医療施設の運営をしていない旨の通知の受付</p> <p>(十一) 旧法第百十四条第一項の規定による指定介護療養型医療施設の指定の取消し及び指定の効力の停止</p> <p>(十二) 旧法第百十四条第二項の規定による指定介護療養型医療施設が指定の取消し又は指定の効力の停止に該当する旨の通知の受付</p> <p>(十三) 旧法第百十五条の三第五項の規定による指定介護療養型医療施設の指定の取消し及び指定の効力の停止</p> <p>二 前号(五)、(六)、(七)、(八)、(九)及び(十)に掲げる権限に係る行政手続法第十三条第一項の規定による聴聞又は弁明の機会の付与</p>	(略)

附 則

この訓令は、令和六年四月一日から施行する。